

スタイル9

(4資産分散・保守型、4資産分散・バランス型、4資産分散・積極型、6資産分散・保守型、6資産分散・バランス型、6資産分散・積極型、8資産分散・保守型、8資産分散・バランス型、8資産分散・積極型)

第1期の運用状況について

2024年12月3日

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、2024年12月2日に第1期決算を迎えました。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

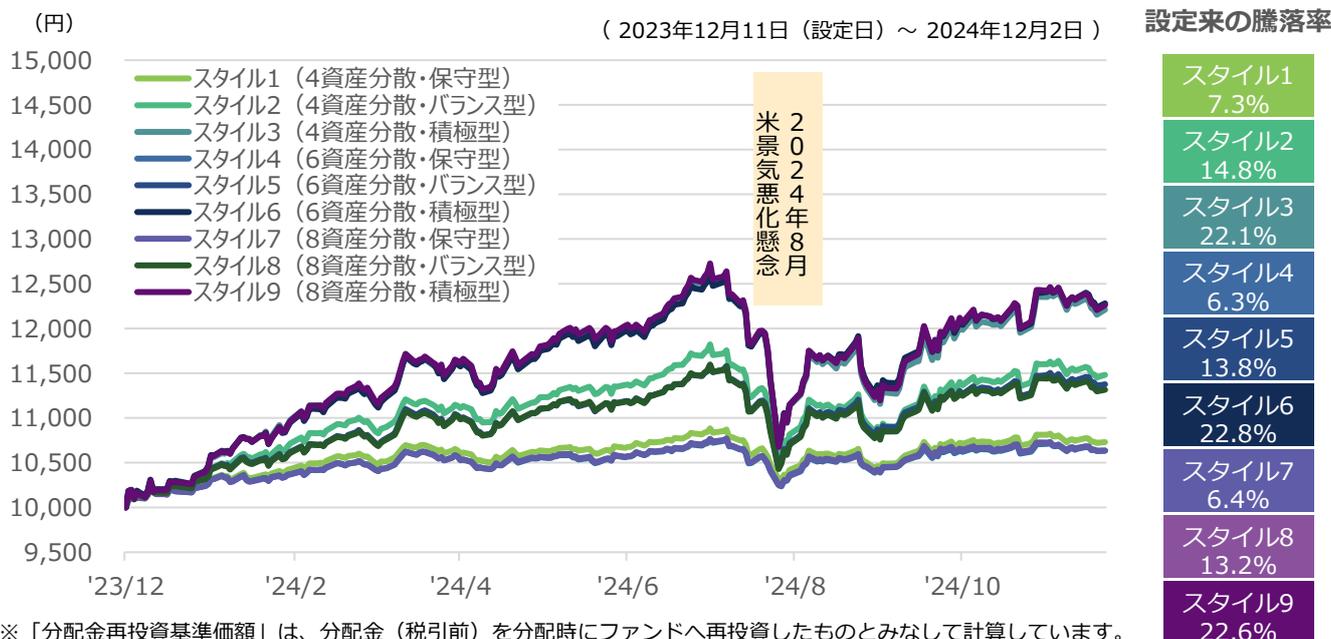
お伝えしたいポイント

- 当ファンドの基準価額は、設定来で堅調に推移
- 目標リスクに応じて算出された資産配分の助言に基づいて、当ファンドの資産配分を決定し、月次でリバランスを行います。

当ファンドの基準価額は、設定来で堅調に推移

当ファンドの基準価額は、2023年12月の設定時から2024年7月にかけて、堅調な株式市場を背景に上昇しました。一時上昇幅を縮小する場面も見られたものの、その後は米経済のソフトランディング期待などを背景に株式市場や債券市場に堅調さが見られる中、上昇基調で推移しました。

設定来の各ファンドの分配金再投資基準価額の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

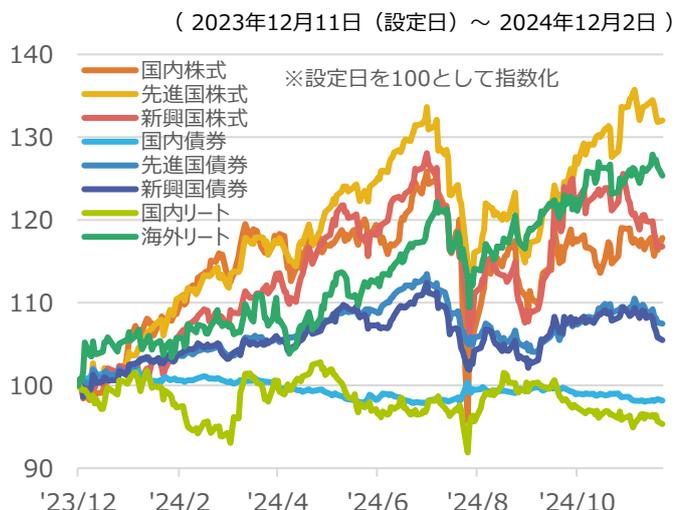
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

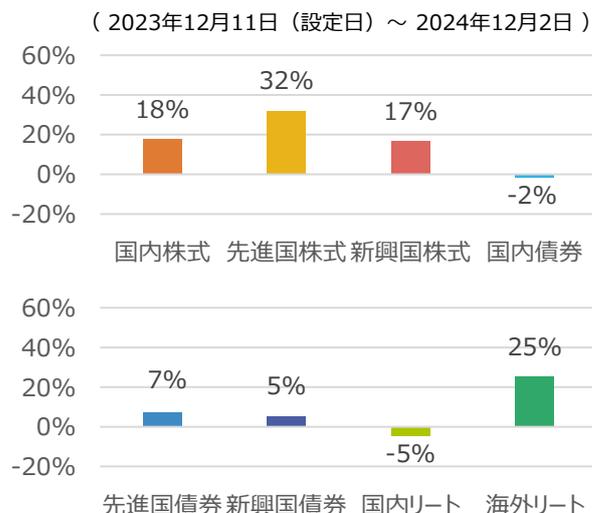
※下記9ファンドの総称として「スタイル9」を用いることがあります。■各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
 スタイル9（4資産分散・保守型）：スタイル1 スタイル9（4資産分散・バランス型）：スタイル2 スタイル9（4資産分散・積極型）：スタイル3
 スタイル9（6資産分散・保守型）：スタイル4 スタイル9（6資産分散・バランス型）：スタイル5 スタイル9（6資産分散・積極型）：スタイル6
 スタイル9（8資産分散・保守型）：スタイル7 スタイル9（8資産分散・バランス型）：スタイル8
 スタイル9（8資産分散・積極型）：スタイル9

当期（2023年12月11日～2024年12月2日）の市場環境

各資産の推移



各資産の騰落率



※各資産（国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内リート、海外リート）の推移または騰落率は、当ファンドが組み入れているマザーファンドの基準価額を基に作成・算出。国内株式＝トピックス・インデックス・マザーファンド、先進国株式＝外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式＝新興国株式インデックス・マザーファンド、国内債券＝日本債券インデックスマザーファンド、先進国債券＝外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券＝ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド、国内リート＝ダイワJ-REITマザーファンド、海外リート＝ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド。各マザーファンドの対象指数については、ファンドの目的・特色をご参照ください。

国内株式	新NISAを通じた資金流入や海外投資家による日本株投資の積極化、円安進行などが好感され、上昇しました。7月の史上最高値後は一時下落するも、その後は反発し、底堅く推移しました。
先進国株式	欧米の利下げや、良好な企業決算、インフレ鈍化が好感され、上昇しました。米景気懸念からやや下落する場面もみられたものの、欧米の利下げ継続観測から高値更新を続けました。
新興国株式	中国当局の株価対策や景気刺激策への期待、AI（人工知能）向け半導体関連株の上昇などを受けて上昇し、反落する場面もありましたが、中国の景気支援策への期待から堅調に推移しました。
国内債券	国内債券市場では、日銀が2024年3月にマイナス金利政策を解除し、その後も政策金利引き上げ姿勢を継続したことから、金利は上昇しました（債券価格は下落）。
先進国債券	先進国債券市場では、特に米国の利下げ見通しの変化の影響を強く受けながらも、欧米で利下げが開始され、金融緩和が継続される見通しであることから、短期金利中心に低下しました（債券価格は上昇）。
新興国債券	新興国債券市場では、米国の利下げ開始が市場想定より遅れたことなどから、金利は一進一退の動きが続いたものの、相対的に高い金利収入がリターン源泉となりました。
国内リート	米国を中心とした商業用不動産への懸念や、日銀が利上げを継続する意向を示し続けたことに加えて、衆議院議員選挙の結果を受けた政策不透明感などから下落しました。
海外リート	米国金利の低下や、堅調な2024年通年の業績見通しの発表などが相場の支援材料となり、上昇基調で推移しました。
為替 (米ドル、ユーロ)	米ドルは、米国の利下げが市場想定よりも遅延したこと等から、対円で上昇しました。ユーロは、欧州中央銀行が慎重な利下げ姿勢を継続したことから、対円で上昇しました。

※為替（米ドル、ユーロ）はご参考までにコメントのみ記載しています。

当ファンドの運用について

大和証券株式会社により目標リスクに応じて算出された資産配分の助言に基づいて、大和アセットマネジメントが当ファンドの資産配分を決定し、月次でリバランスを行います。

各マザーファンドにおいては、投資成果を以下の対象指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

[各マザーファンドの基本情報]

資産クラス	マザーファンド	対象指数
国内株式	トピックス・インデックス・マザーファンド	東証株価指数(配当込み)
国内債券	日本債券インデックスマザーファンド	ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数
先進国株式	外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
先進国債券	外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
国内リート	ダイワJ-REITマザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
海外リート	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)
新興国株式	新興国株式インデックス・マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国債券	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)

※対象指数の内容については、後掲の「指数の概要について」をご参照下さい。

[指数の概要について]

● 東証株価指数(TOPIX)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

● ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数

ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数は、株式会社大和総研が公表している日本における債券市場のパフォーマンス・インデックスです。日本で発行されている確定利付公募債券で、残存額が50億円以上、残存期間が1年以上である国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債の時価総額加重方式による累積投資収益率指数です。

● MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は、MSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。

本ファンドは、MSCI Inc.(「MSCI」)によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]

● FTSE世界国債インデックス

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

● 東証REIT指数(配当込み)

東京証券取引所上場の不動産投信全銘柄を対象とする時価総額加重平均の指数で、2003年4月より算出・公表されています。

配当込み東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

● S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

S&P先進国REIT指数(除く日本)〔当インデックス〕はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社〔SPDJ〕の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P[®]、S&P 500[®]、US 500、The 500、iBoxx[®]、iTraxx[®]およびCDX[®]は、S&P Global, Inc.またはその関連会社〔S&P〕の商標です。Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC〔Dow Jones〕の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

● MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。なお、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、MSCI Inc.の承諾を得て委託会社が計算したものです。本ファンドは、MSCI Inc.〔MSCI〕によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]

● JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)

JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。外国人投資家に対して著しい不利益を与える制度等がある国は除外されています。国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・国内外の様々な資産クラスに投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・「スタイル 9」は、投資先資産クラスと目標リスク水準が異なる 9 本のファンドで構成されます。
- ・各ファンドは、複数のマザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内外の様々な資産クラスに投資を行ないます。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)
 - ◆年率 5%程度～7%程度
- ・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)
 - ◆年率 9%程度～11%程度
- ・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)
 - ◆年率 14%程度～16%程度
- ・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)
 - ◆年率 5%程度～7%程度
- ・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)
 - ◆年率 9%程度～11%程度
- ・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)
 - ◆年率 14%程度～16%程度
- ・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)
 - ◆年率 5%程度～7%程度
- ・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)
 - ◆年率 9%程度～11%程度
- ・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)
 - ◆年率 14%程度～16%程度
- ・資産配分は、客観的に入手しうるデータに基づき、目標リスク水準に対してリターンが最大化するよう定量的に算出します。
- ・各マザーファンドの組入比率の決定は、大和証券株式会社からの資産配分の助言に基づき行ないます。
- ・毎年 11 月 30 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

価格変動リスク・信用リスク

株価の変動

・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。

発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。

発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を

割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

価格変動リスク・信用リスク
公社債の価格変動

- ・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)
組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。
特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。

特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。

特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

価格変動リスク・信用リスク
リートの価格変動

・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。

・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する

為替変動リスク

法制度の変更等の影響を受けます。

- ・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことが

あります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

カントリー・リスク

- ・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
- ・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)
投資対象国・地域において、政治 経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

その他

- ・スタイル 9 (4 資産分散・保守型)
解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ・スタイル 9 (4 資産分散・バランス型)
解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基

準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (4 資産分散・積極型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (6 資産分散・保守型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (6 資産分散・バランス型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (6 資産分散・積極型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (8 資産分散・保守型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (8 資産分散・バランス型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・スタイル 9 (8 資産分散・積極型)

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>2.2%(税抜2.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率0.825%以内</u> <u>(税抜0.75%以内)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.28%以内(注3)	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.45%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただけます。	

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(注3) 委託会社への配分は、マザーファンドにおいて組入れる上場投資信託証券の費用に応じて、上記の料率の範囲で決定します。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	<ul style="list-style-type: none"> ・スタイル9（4 資産分散・保守型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（4 資産分散・バランス型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（4 資産分散・積極型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（6 資産分散・保守型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（6 資産分散・バランス型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（6 資産分散・積極型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（8 資産分散・保守型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（8 資産分散・バランス型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 ・スタイル9（8 資産分散・積極型） <ul style="list-style-type: none"> ① ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

申込締切時間	(2024年11月4日まで) 午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) (2024年11月5日以降) 原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

- スタイル9 (4資産分散・保守型)
- スタイル9 (4資産分散・バランス型)
- スタイル9 (4資産分散・積極型)
- スタイル9 (6資産分散・保守型)
- スタイル9 (6資産分散・バランス型)
- スタイル9 (6資産分散・積極型)
- スタイル9 (8資産分散・保守型)
- スタイル9 (8資産分散・バランス型)
- スタイル9 (8資産分散・積極型)

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。